

平泉町農業委員会告示第 14号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積を次のとおり定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月20日

平泉町農業委員会会長 千葉 賢 一



1. 適用地域 平泉町全域
2. 別段の面積 廃止